

役員および評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人自然の恵み財団定款第13条及び第28条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（理事及び監事に対する報酬の総額）

第2条 理事及び監事に対する各年度の報酬の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 100 万円
- (2) 監事 30 万円

（理事及び監事の報酬の区分及び算定方法）

第3条 理事及び監事が、理事会等に出席したときは、日当として、各人ごとに 30,000 円（源泉所得税控除後の金額）を支給する。

（評議員の報酬の区分及び算定方法）

第4条 評議員が、評議員会等に出席したときは、日当として、各人ごとに 30,000 円（源泉所得税控除後の金額）を支給する。

（報酬等の支給の方法及び形態）

第5条 報酬等は、業務に従事した日において、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の支給）

第6条 理事及び監事並びに評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、交通費については実費相当額を、手数料等については請求のあった額を支払うものとする。

（規程の改廃）

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人自然の恵み財団の設立の登記のあった日から施行する。